

## 品川区商店街地域力向上事業助成金交付要綱

制定 令和元年 6月 1日 区長決定 要綱第 250号

改正 令和3年 4月 1日 区長決定 要綱第 113号

### (目的)

第1条 この要綱は、地域社会の中で商店街等自らが住民生活を支えるための活動（以下「住民生活サポート事業」という。）や新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の活動（以下「感染症対策事業」という。）を支援することにより、広く地域社会に貢献する区内商店街の振興と発展および地域社会の活性化を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 この要綱に基づく品川区商店街地域力向上事業助成金（以下「助成金」という。）の交付を申請することができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 区内の商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合（区内全域を街区とする事業協同組合を除く。）および未組織商店街（以下「商店街振興組合等」という。）
- (2) 隣接する複数の商店街振興組合等で組織した連合体
- (3) 品川区商店街連合会および品川区商店街振興組合連合会

### (助成対象事業)

第3条 区長は、助成対象者が実施する次に定める要件を備える事業で、「東京都商店街地域力向上事業」として採択された事業に対し、その事業に係る経費の一部として、助成金を交付する。

- (1) 第1条の目的を達成する事業であること。
- (2) 前条各号に規定する者により実施される事業であること。
- (3) 交付決定の日から翌年の3月31日までの期間に実施完了する事業であること。
- (4) 次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該条号に定める内容の事業であること。

ア 住民生活サポート事業 地域社会の中で、防災・防犯、環境、高齢社会への対応等、商店街等自らが住民生活を支えるためのもののうち、区長が認めた事業。ただし、次に掲げる事業を除く。

- (ア) 物品の購入、配布のみを目的とする事業
- (イ) 施設整備を目的とする事業
- (ウ) 懇親および娯楽のみを目的とする事業
- (エ) 販売促進等、営利を目的とする事業
- (オ) 他の補助金等を一部財源とする事業
- (カ) 事業に係る全ての業務を委託する事業

イ 感染症対策事業 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、商店街等自らが感染拡大ガイドライン等に基づく取組を実施するもので、区長が認めた事業であること。ただし、次に掲げる事業を除く。

- (ア) 施設整備を目的とする事業
- (イ) 懇親および娯楽のみを目的とする事業
- (ウ) 販売促進等、営利を目的とする事業
- (エ) 他の補助金等を一部財源とする事業

(オ) 事業に係る全ての業務を委託する事業

(助成金の対象経費)

第4条 助成金の対象経費は、当該事業の実施に要する経費（以下「助成対象経費」という。）のうち、別表1に掲げるものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内において、地域力向上事業ごとに別表2に定める助成限度額と、助成対象経費に別表2の助成率を乗じて得た額（1千円未満の端数は切り捨て）を比較し、いずれか低い額とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、別途定める期日までに助成金交付申請書（第1号様式）により区長に申請しなければならない。ただし、助成対象者である商店街振興組合等のうち未組織商店街については助成金交付申請書に加えて、会則または規約ならびに役員名簿ならびに24ヵ月分の決算書および関係帳簿を合わせて区長に提出するものとする。

2 助成対象者が申請できる回数は、住民生活サポート事業においては1の年度につき2事業、感染症対策事業においては、1の年度につき1事業までとする。

(助成金の交付決定)

第7条 区長は、前条の申請があった場合において、助成金を交付することを適当と認めるときは、助成金交付決定通知書（第2号様式）により当該助成対象者（以下「助成事業者」という。）に通知するものとする。

2 区長は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(助成事業の内容変更等)

第8条 助成事業者は、事業の内容を変更し、または助成事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書（第3号様式）により区長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 区長は、前項の申請を受けた場合において、承認することを適当と認めるときは、変更等承認決定通知書（第4号様式）により助成事業者に通知するものとする。

(遅延等の報告)

第9条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しないときまたは助成事業の遂行が困難となったときは、速やかに理由その他必要な事項を区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(非常災害の場合の処置)

第10条 区長は、助成事業者が非常災害等により被害を受けたため助成事業の遂行が困難となったときは、必要に応じ、特別な措置を指示するものとする。

(実績報告)

第11条 助成事業者は、助成事業が完了したとき、または助成金の交付決定日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに実績報告書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第12条 区長は、前条の報告があった場合において、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第6号様式）により助成事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき助成金の確定額は、事業ごとの実施に要した助成対象経費の額に別表 2 に規定する事業ごとの助成率を乗じた額（1 千円未満の端数は切り捨て）または交付決定した助成金の額のうち、いずれか少ない額とする。

（助成金の請求）

第 13 条 助成事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに請求書（第 7 号様式）を区長に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第 14 条 助成事業者は、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに助成金に係る消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書（第 8 号様式）により区長に提出しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、区長は、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（交付決定の取消し）

第 15 条 区長は、助成事業者が次の各号いずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は第 12 条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（助成金の返還）

第 16 条 区長は、助成金の交付を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 区長は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定をした場合において、既にその額を超える額が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（違約加算金）

第 17 条 区長は、第 15 条の規定により、この助成金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、助成金の返還を命じたときは、助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間は既返還額を控除した額とする。）につき、年 10.95%の割合で計算した違約加算金（100 円未満は切り捨てるものとする。）を納付させるものとする。

2 前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第 18 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

2 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係わる違約加算金の基礎となる未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

（資産処分承認等）

第 19 条 助成事業者は、取得した資産または効用の増加した資産（以下「取得財産等」という。）につ

いて台帳を設け、その保管状況を明らかにするとともに、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図るものとする。

2 助成事業者は、別に定める期日までの間、取得財産等のうち取得価格または効用の増加した価格が50万円以上のものを交付目的に反して使用し、貸し付け、譲渡し、交換し、または債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ資産処分承認申請書（第9号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 区長は、前項の承認をした場合において、助成事業者を取得財産等の処分により収入があるときは、既に交付している助成金の額を限度として、当該収入の全部または一部を納付させることができる。

4 助成事業者は、助成事業の終了後5年間、常に助成事業の内容等を公開できるよう資料を整備しなければならない。

（助成金の経理等）

第20条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（検査）

第21条 助成事業者は、区長が助成事業の運営および経理等の状況について検査を求めたときは、これに応じなければならない。

（適用）

第22条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付については品川区補助金等交付規則（昭和39年4月1日規則第4号）、品川区商店街にぎわい創出事業助成金交付要綱（平成15年6月24日要綱第160号）、東京都商店街地域力向上事業費補助金交付要綱（平成31年4月1日30産労商地第2821号）の規定を適用する。

（委任）

第23条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

1. 住民生活サポート事業の対象経費

区	分	摘要
<b>事業周知に要する経費</b>		事業の周知を図るために要する経費
	ポスター、チラシ等の制作費	
	広告の新聞折り込み経費	
	新聞、雑誌等への広告掲載料	
	案内看板等の制作費	設置状況の分かる写真を提出
	広告宣伝費に係るコピー代	
	ホームページ制作費	事業周知用ページのみ
	使用量が確認できる場合のみ、チラシ制作に係る用紙およびインクトナー代	在庫管理台帳等を作成し写しを提出
<b>物品購入費</b>		事業に係る備品を購入する経費
	拡声器、パトロール用ジャケット、帽子、誘導灯、懐中電灯、腕章、ビブス、清掃用トング、ほうき、ちりとり等、事業実施に直接必要な備品購入費	備品台帳を具備し写しを提出
<b>委託費</b>		
	事業実施に係る一部業務を委託した際の経費	事業の主要部分委託は除く
<b>その他諸経費</b>		事業の実施に要する諸経費
	道路使用許可手数料	
	送料	
	事業系一般ごみ処理手数料またはごみ処理券購入費	
	事業に係る設備、物品等の提供等に対する個人または団体への謝礼	共催団体に対する謝礼は除く
	事業実施に直接必要な消耗品費	
	光熱水費	
	事業で使用した共有物のクリーニング代	備品台帳を具備し写しを提出
	写真現像代	
	振込手数料	

2. 感染症対策事業の対象経費

区分	摘要
<b>感染拡大防止ガイドラインに沿った取組の周知に要する経費</b>	
	チラシ、ポスター、パンフレット、リーフレット、のぼり、看板、横断幕、映像・音声データの作成委託経費（※上記広告物の掲出に係る経費も含む）
	チラシ折込・ポスティング経費
	HP更新に係る委託経費

<b>感染拡大防止ガイドラインに基づく物品購入費</b>		
	サーモカメラ、サーモグラフィー	
	アクリル板、透明ビニールシート、パーテーション(※ 上記物品の設置に係る経費も含む)	
	カラーコーン、ベルトパーテーション、パーテーションポール	
	体温計、換気用扇風機、サーキュレーター、加湿器、 空気清浄機、消毒液用オートディスペンサー、足踏み 式消毒液スタンド、CO <sub>2</sub> 測定器、紫外線照射機、次亜 塩素酸水生成器(35ppm以上)、オゾン発生器、スピー ーカー・アンプ、拡声器、コイントレー	工事を伴うものは対象外
<b>感染拡大防止ガイドラインに基づく消耗品購入費</b>		
	消毒液(詰め替え容器含む)、マスク、フェイスシールド、 除菌ウェットシート、ヘアネット、ゴーグル、 使い捨て手袋、ソーシャルディスタンス誘導シール・ ステッカー、ゴミ袋、石鹸、洗浄液、漂白剤、トイレ 用ペーパータオル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総額10万円を補助対象経費の上限とする。</li> <li>・来街者配布用は対象外</li> </ul>
<b>その他諸経費</b>		
	振込手数料、代引手数料、送料	

\*各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

\*100万円以上の経費については、3社以上から見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

\*使用実績のない経費に関しては助成対象外となる。

別表 2 (第 5 条、第 1 2 条関係)

区分	助成率	助成限度額
住民生活サポート事業	2/3	400 千円
感染症対策事業	5/6	500 千円

年 月 日

品川区長 へ

商店街名 \_\_\_\_\_

代 表 者  
役職名・氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

### 助成金交付申請書

下記のとおり、助成金の交付を申請します。

#### 記

1. 助成金の種別 品川区商店街地域力向上事業
2. 事業名
3. 事業内容 (1) 計画書 別紙1  
(2) 予算書 別紙2
4. 担当者 (1) 氏名 \_\_\_\_\_  
(2) 連絡先  
電話番号 \_\_\_\_\_  
FAX 番号 \_\_\_\_\_  
メールアドレス \_\_\_\_\_

別紙1-1 (第6条関係)

商店街振興事業名	品川区商店街地域力向上事業(住民生活サポート事業)
----------	---------------------------

1 事業名

2 商店街名

3 実施期間

年      月      日    から                      年      月      日    まで

4 実施場所

5 事業の具体的な内容

※収益事業の有無    有 ・ 無 (有の場合、具体的な内容を記入)

6 期待される効果

7 経費(単位:円)

経費区分	総事業費		
	( a )	対象経費( b )	対象外経費
周知費用			
物品購入費			
委託費			
その他諸経費			
計			

(商店街負担額の内訳)

区分	金額( e )
積立金	
負担金	
借入金	
その他	
計	

\* 交付申請時は、総事業費から収益を差し引く必要はありません。

総事業費 ( a )	補助対象経費 ( b )	都補助額 ( c )	区助成額 ( d )	商店街負担額 ( e = a - c - d )

別紙1-2 (第6条関係)

商店街振興事業名	品川区商店街地域力向上事業(感染症対策事業)
----------	------------------------

1 事業名

2 商店街名

3 実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

4 実施場所

5 事業の具体的な内容

※収益事業の有無 有 ・ 無 (有の場合、具体的な内容を記入)

6 期待される効果

7 経費(単位:円)

経費区分	総事業費		
	( a )	対象経費( b )	対象外経費
周知費用			
物品購入費			
消耗品購入費			
その他諸経費			
計			

(商店街負担額の内訳)

区分	金額( e )
積立金	
負担金	
借入金	
その他	
計	

\* 消耗品購入費は10万円まで

\* 交付申請時は、総事業費から収益を差し引く必要はありません。

総事業費 ( a )	補助対象経費 ( b )	都補助額 ( c )	区助成額 ( d )	商店街負担額 ( e = a - c - d )

別紙2-1 (第6条関係) 住民生活サポート事業

商店街名	
------	--

予 算 書

(単位:円)

No.	経費名称	数量	単 価	金 額			備 考
					対象経費	対象外経費	
①周知費用【小計】							
②物品購入費【小計】							
③委託費【小計】							
④その他諸経費【小計】							
合 計							

総事業費計A 対象経費計B

※記載欄不足の場合は、適宜行を挿入し記載すること。

※「経費名称」欄について

・経費区分(①周知費用、②物品購入費、③委託費、④その他諸経費)順に記載願います。

助成対象経費計B	助成率C (助成限度額)	助成金交付申請額D (=B×C) ※共催の場合は各商店街分の合計	商店街負担額E (=A-D)
	2/3		

※「助成金交付申請額D」について

- ・算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てとなります。
- ・算出した額が助成限度額を超過した場合、助成限度額が助成金交付申請額となります。
- ・申請時は、総事業費から売上等収益を差し引く必要はありませんが、実績報告時は総事業費から売上等収益と対象外経費を差し引いた額をもとに、助成額を算定します。

区 分	積立金	負担金	借入金	その他
商店街負担額Eの内訳				



第2号様式（第7条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

商店街名  
代表者  
役職名・氏名

様

品川区長

## 助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった助成金の交付について、下記のとおり決定したの  
で通知します。

### 記

1. 助成金の種別 品川区商店街地域力向上事業
2. 事業名
3. 交付決定額 円
4. その他

年 月 日

品川区長 へ

商店街名 \_\_\_\_\_

代 表 者  
役職名・氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

### 変更等承認申請書

年 月 日付 文書番号 で助成金の交付決定通知があった助成事業の内容を  
変更（\*中止）したいので、下記のとおり申請します。

#### 記

1. 助成金の種別 品川区商店街地域力向上事業

2. 事業名

3. 変更(\*中止)内容

4. 変更(\*中止)理由

第4号様式（第8条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

商店街名  
代表者  
役職名・氏名

様

品川区長

## 変更等承認決定通知書

年 月 日付で申請があった助成事業の内容の変更（\*中止）について、下記  
のとおり承認します。

### 記

1. 助成金の種別 品川区商店街地域力向上事業
2. 事業名
3. 承認内容
4. 付帯条件

年 月 日

品川区長 あて

商店街名 \_\_\_\_\_

代 表 者  
役職名・氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

### 実績報告書

年 月 日付 文書番号 で助成金の交付決定通知のあった助成事業が完了したので、下記のとおり報告します。

#### 記

1. 助成金の種別 品川区商店街地域力向上事業
2. 事業名
3. 実施事業の報告 (1) 実施報告書 別紙1  
(2) 決算書 別紙2
4. 担当者 (1) 氏名 \_\_\_\_\_  
(2) 連絡先  
電話番号 \_\_\_\_\_  
FAX 番号 \_\_\_\_\_  
メールアドレス \_\_\_\_\_

商店街振興事業名	品川区商店街地域力向上事業(住民生活サポート事業)
----------	---------------------------

1 事業名

2 商店街名

3 実施期間  
 年 月 日 から 年 月 日 まで

4 実施場所

5 事業の具体的な内容

※収益事業の有無 有 ・ 無

6 事業実施後の効果

7 経費(単位:円)

経費区分	総事業費 (交付申請時)	総事業費(a) (実績報告時)	増減の主な理由	
			対象経費(b)	対象外経費
周知費用				
物品購入費				
委託費				
その他諸経費				
計				
売上等収益(f)			*増減の主な理由欄は、区分ごとに概ね2割以上の増減で記載	

(収益事業の内容)

内 容	金 額
計 ( f )	

(商店街負担額の内訳)

区 分	金 額 ( e )
積立金	
負担金	
借入金	
その他	
計	

総事業費 ( a )	補助対象経費 ( b - f )	都補助額 ( c )	区助成額 ( d )	商店街負担額 ( e = a - c - d )

商店街振興事業名	品川区商店街地域力向上事業(感染症対策事業)
----------	------------------------

1 事業名

2 商店街名

3 実施期間  
 年 月 日 から 年 月 日 まで

4 実施場所

5 事業の具体的な内容

※収益事業の有無 有 ・ 無

6 事業実施後の効果

7 経費(単位:円)

経費区分	総事業費 (交付申請時)	総事業費(a) (実績報告時)	増減の主な理由	
			対象経費(b)	対象外経費
周知費用				
物品購入費				
消耗品購入費				
その他諸経費				
計				
売上等収益(f)			*増減の主な理由欄は、区分ごとに概ね2割以上の増減で記載	

(収益事業の内容)

内 容	金 額
計 ( f )	

(商店街負担額の内訳)

区 分	金 額 ( e )
積立金	
負担金	
借入金	
その他	
計	

総事業費 ( a )	補助対象経費 ( b - f )	都補助額 ( c )	区助成額 ( d )	商店街負担額 ( e = a - c - d )

別紙2-1 (第11条関係) 住民生活サポート事業

商店街名	
------	--

決算書

(単位:円)

No.	経費名称	数量	単価	金額	対象経費		備考
					対象経費	対象外経費	
<b>①周知費用【小計】</b>							
<b>②備品購入費【小計】</b>							
<b>③委託費【小計】</b>							
<b>④その他諸経費【小計】</b>							
合計							

総事業費計A 対象経費計B

※記載欄不足の場合は、適宜行を挿入し記載すること。

※「経費名称」欄について

・経費区分(①周知費用、②物品購入費、③委託費、④その他諸経費)順に記載願います。

売上等収益C	助成対象経費D (=B-C)	助成率E (助成金交付決定金額)	助成金確定額F(=D×E) ※共催の場合は各商店街分の合計	商店街負担額G (=A-F)
		2/3		

※「売上等収益C」について

- ・売上等収益がある場合は、収益を確認できる「収益証明書」等、代表者および会計担当者が署名・押印した書類を添付願います。

※「助成金確定額F」について

- ・算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てとなります。
- ・算出した額が助成金交付決定額を超過した場合、助成金交付決定額が助成金確定額となります。

区分	積立金	負担金	借入金	その他
商店街負担額Gの内訳				

別紙2-2 (第11条関係) 感染症対策事業

商店街名	
------	--

決算書

(単位:円)

No.	経費名称	数量	単価	金額	対象経費		備考
					対象経費	対象外経費	
①周知費用【小計】							
②物品購入費【小計】							
③消耗品購入費【小計】							
							小計の上限は10万円まで
④その他諸経費【小計】							
合計							

総事業費計A 対象経費計B

※記載欄不足の場合は、適宜行を挿入し記載すること。

※「経費名称」欄について

・経費区分(①周知費用、②物品購入費、③消耗品購入費、④その他諸経費)順に記載願います。

売上等収益C	助成対象経費D (=B-C)	助成率E (助成金交付決定金額)	助成金確定額F (=D×E) ※共催の場合は各商店街分の合計	商店街負担額G (=A-F)
		5/6		

※「売上等収益C」について

- ・売上等収益がある場合は、収益を確認できる「収益証明書」等、代表者および会計担当者が署名・押印した書類を添付願います。

※「助成金確定額F」について

- ・算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てとなります。
- ・算出した額が助成金交付決定額を超過した場合、助成金交付決定額が助成金確定額となります。

区分	積立金	負担金	借入金	その他
商店街負担額Gの内訳				

文 書 番 号  
年 月 日

商店街名  
代表者  
役職・氏名 様

品川区長

## 助成金額確定通知書

年 月 日付 文書番号 で交付決定した助成金について、提出された実績報告書を審査した結果、助成事業の成果が当該助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められ、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。

### 記

1. 助成金の種別 品川区商店街地域力向上事業
2. 事業名
3. 助成金確定額 (1) 交付決定額  
(2) 確定額 円
4. 入金予定日 年 月 日 ( )
5. その他

年 月 日

品川区長 へ

商店街名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ (印)  
役職名・氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

### 請 求 書

年 月 日付 文書番号 で確定額の通知があった助成金について、下記のとおり請求します。

#### 記

1. 助成金の種別 品川区商店街地域力向上事業

2. 事業名

3. 請求額 円

捨印



年 月 日

品川区長 へ

商店街名 \_\_\_\_\_

代表者  
役職名・氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

年度品川区商店街地域力向上事業助成金に係る  
消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

品川区商店街地域力向上事業助成金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街地域力向上事業

2. 事業名

3. 助成金額(確定額) \_\_\_\_\_ 円

4. 助成金の確定時における消費税及び地方消費税に係る  
仕入控除税額 \_\_\_\_\_ 円

5. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る  
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 \_\_\_\_\_ 円

6. 助成金返還相当額（項目5から項目4を引いた額） \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

品川区長 へ

商店街名 \_\_\_\_\_

代表者  
役職名・氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

### 財産処分承認申請書

品川区商店街地域力向上事業助成金により取得した取得財産等の処分について、下記のとおり申請します。

#### 記

1. 処分予定の取得財産等に係る事業の名称
2. 処分予定の取得財産等の品目、取得年月日、取得価格（効用の増加した価格）および時価

品 目	取得年月日	取得価格 <small>(効用の増加した価格)</small>	時価
①			
②			
③			
④			
⑤			

3. 処分予定の取得財産等の設置場所
4. 処分予定方法
5. 処分予定理由